

**第1章**  
**子ども・子育て支援事業計画の**  
**策定にあたって**

# 第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

## 1 事業計画策定の趣旨

豊後大野市（以下「本市」という。）では、2012（平成24）年8月の「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、2014（平成26）年度に「第2次豊後大野市キラキラこどもプラン」（以下「前回計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を把握した上で、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育ての充実を図るとともに、次世代育成支援推進法に基づく関連施策についても推進してきました。

しかし、社会情勢は少子化の流れが留まることなく、加えて子どもの貧困問題が表面化したことから、国は2017（平成29）年6月に「子育て安心プラン」を公表し、幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、子ども・子育て支援法の一部を改正した「子育てのための施設等利用給付」を創設し、利用者負担を無償化する等の措置を講じることで、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を始めとする総合的な少子化対策を推進していくことになりました。

これを受け本市では、前回計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方【改訂版】」に基づいて、子ども・子育て支援の事業量の見直しを行いました。

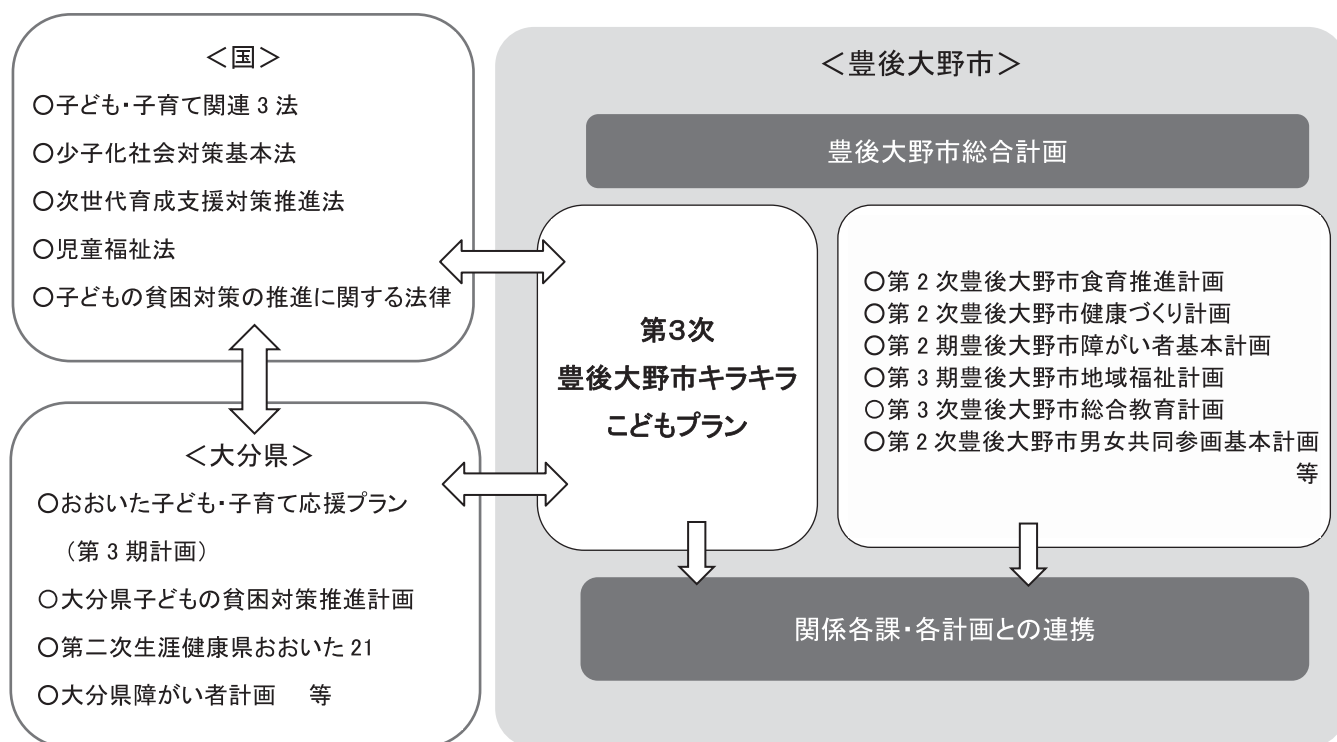
さらに、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に準じ、前年度に実施した実態調査結果を踏まえながら、子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた利用希望等を見直しました。その上で「子ども・子育て会議」等で議論を重ね、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の見込量などを勘案した結果、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「第3次豊後大野市キラキラこどもプラン」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、「幼児教育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めたすべての子どもに向けた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を推進するとともに、子どもの貧困対策推進法に関する施策を含め、次世代育成支援推進法による関連施策を計画的に実施し、本市に居住する子どもやその家族にとって「切れ目のない支援による子育て・子育て環境の充実」を目指していきます。

## 2 事業計画の位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。
- 本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援対策推進行動計画の考えや取組を可能な限り踏襲した、「子ども・子育て支援」を総合的に推進していく事業計画と位置付けます。
- 本計画には、子どもの貧困対策推進法に関する施策を含めます。
- 本計画は、国・県との連携を図り、豊後大野市総合計画を上位計画とし、第2次豊後大野市食育推進計画、第2次豊後大野市健康づくり計画、第2期豊後大野市障がい者基本計画をはじめ、ほかの計画との整合を図るものとし、子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。

### ■ 国・県・関連計画等との連携



### 3 事業計画の期間

本計画の期間は、法に基づき2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とし、2019（令和元）年度に策定しました。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

■ 計画期間

2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
第2次豊後大野市キラキラこどもプラン									
					第3次豊後大野市キラキラこどもプラン				

### 4 子ども・子育てに関する国の主な法律・制度

■ 子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業の策定が明記。
25年度	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。（⇒平成27年に50万人分に拡大）
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。 （⇒平成26年8月29日 子供の貧困対策に関する大綱閣議決定）
26年度	次世代育成支援対策推進法	令和7年3月末までの時限立法に延長。
27年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート。 （計画期間：平成27年度から平成31年度）
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。 （⇒平成27年に9万人分に拡大）
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組の強化。

28年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより40万人⇒50万人分に上乗せされた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。平成30年度以降も保育士の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。 (一部平成29年4月施行)
29年度	子育て安心プラン	令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
30年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など。
	放課後子ども総合プラン	令和5年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進。
31年度	幼児教育・保育の無償化	10月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0歳から2歳の住民税非課税世帯、3歳から5歳の全世帯を対象に実施。
	子どもの貧困対策の推進に関する法律一部改正	子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策。子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されることを明記。 市町村による貧困対策計画策定の努力義務。

令和 2年度	子ども・子育て支援事業計画 (第2期)	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(第2期)スタート。 (計画期間:令和2年度から令和6年度)
-----------	------------------------	-----------------------------------------------------------------------

■子ども・子育て関連3法とは

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」  
(認定こども園法の一部改正)。
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」  
(関係法律の整備法:児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)。



## 5 国の制度改正等のポイント

### (1) 子ども・子育て支援法の改正

2018（平成30）年4月1日施行の「子ども・子育て支援法一部改正」により、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

2019（令和元）年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

#### ① 幼児教育・保育の無償化

2019（令和元）年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、認定こども園、保育所、地域型保育、認可外保育施設や幼稚園においても費用の無償化を実施すること。

#### ② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら、子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。

#### ③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指すこと。

### (2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

#### ① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

#### ② 認定こども園・幼稚園の保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

認定こども園または幼稚園（1号認定児）の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村は適切に量を見込み、確保の内容についても今後検討すること。

③ 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ◆子育て短期支援事業は、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- ◆利用者支援事業は、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センター事業における量の見込みとなるよう留意すること。
- ◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

2016（平成28）年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。

また、2018（平成30）年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、すべての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すこととなりました。





## 6 事業計画策定の経緯

市民、学職経験者、関係団体代表などから構成される「豊後大野市子ども・子育て会議」を設置・開催し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

また、本市の子育て支援等にかかわるニーズの把握のため、2019（平成31）年2月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式の実態調査を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、市民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、市民意見の反映に努めました。

### ■ 2018年度実態調査の概要

調査対象者	豊後大野市在住の就学前児童(0～6歳)及び小学6年生までの子どもがいる保護者全員を対象						
調査期間	2019年2月1日～2月15日						
調査方法	郵送による無記名回答方式						
配布・回収 状況	2018年度	配布件数	回収件数	無効回答数	有効回答数	回収率	有効回答率
	就学前	1,365件	832件	0件	832件	61.0%	61.0%
	小学生	1,599件	983件	0件	983件	61.5%	61.5%
	合計	2,964件	1,815件	0件	1,815件	61.2%	61.2%

※無効回答とは、すべて白紙での回答や、宛先不明等により調査が正常に実施できなかったものです。

#### (前回調査の概要)

配布・回収 状況	2013年度	配布件数	回収件数	無効回答数	有効回答数	回収率	有効回答率
	就学前	1,144件	758件	0件	758件	66.2%	66.2%
	小学生	1,226件	902件	0件	902件	73.5%	73.5%
	合計	2,370件	1,660件	0件	1,660件	70.0%	70.0%

